

## 国産S A F利用促進事業等助成金交付要綱

(制定) 令和7年4月7日付7都環公地温第316号

(改正) 令和8年4月1日付7都環公地温第8334号

(改正) 令和8年7月1日付8都環公地温第2969号

### (通則)

第1条 国産S A F利用促進事業助成金及び国産S A F利用促進緊急対策事業助成金（以下「本助成金」という。）の交付については、本要綱の定めるところによる。

### (助成金の交付の目的)

第2条 本助成金は、国産S A F利用促進事業等実施要綱（令和7年2月25日付6産労産計第928号）（以下「実施要綱」という。）第3条に規定する事業の実施に当たり、羽田空港における国産S A Fの供給拡大及び利用促進を図ることで、航空分野におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減と東京の国際競争力強化、持続可能なS A Fの市場形成と発展に寄与すること及び既存航空燃料との価格差を追加で補助し、国産S A Fの利用を促進するとともに新規参入者の投資判断を後押しすることで、製造拡大による価格低下と需要拡大という好循環を生み出し、既存航空燃料からS A Fへの構造転換を実現することを目的とする。

### (定義)

第3条 本要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「国産S A F」とは、持続可能な航空燃料（Sustainable Aviation Fuel）であり、廃食油、サトウキビ等のバイオマスや、都市ごみ、廃プラスチック等を用いて、日本国内で生産される燃料。

### (助成金の交付対象者)

第4条 本助成金の交付対象者は、羽田空港にて航空会社へ国産S A Fを供給するとともに、実質的に東京都内で事業を行っている事業者等とし、助成要件等は別紙1に定める。

### (国産S A Fに係る助成要件)

第5条 本助成金にて助成対象となる国産S A Fは、次の要件を満たすニートS A Fとする。

- (1) A S T M Internationalが定める「A S T M D7566、D1655」の規格を満たしていること
- (2) G H G削減効果が原則50%以上であり、C O R S I A認証等の第三者認証を取得していること

### (助成対象経費等)

第6条 本助成金は、第4条に定める者が行う国産S A Fの供給に要する経費のうち、次に定めるものを助成の対象経費とする。（いずれもS A FはニートS A Fでの価格を基準とする。）

- (1) 国産S A F利用促進事業助成金  
航空会社への国産S A Fの供給価格と国際競争力の高い海外S A Fの供給価格との差額とする。

(2) 国産S A F利用促進緊急対策事業助成金

航空会社への国産S A Fの供給価格と既存航空燃料の供給価格との差額とする。ただし、

(1)を併用する場合には、(1)で支給した差額分について(2)で重複して支給はしないものとする。

2 本助成金の対象となる事業の期間、助成単価、助成数量及び助成限度額は次のとおりとする。ただし、助成単価はいずれかの助成金を利用する場合には100円/Lを上限とし、全ての助成金を併用する場合に限り、上限を200円/Lに引き上げるものとする。

(1) 助成対象期間

交付決定の日から令和9年3月31日までとする。

(2) 助成単価、助成数量及び助成限度額

| 事業名                      | 助成単価（上限） | 助成数量（想定）     | 助成限度額      |
|--------------------------|----------|--------------|------------|
| 国産S A F利用<br>促進事業助成金     | 200円/L※  | 4, 500, 000L | 675, 000千円 |
| 国産S A F利用<br>促進緊急対策事業助成金 |          |              |            |

※助成単価はいずれかの助成金を利用する場合には100円/Lを上限とし、全ての助成金を併用する場合に限り、上限を200円/Lに引き上げるものとする。

(助成金の交付の申請)

第7条 公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）は、以下により本助成金の交付の申請を受け付けるものとする。

(1) 公募

(2) その他、公社が特に必要と認めたとき

2 本助成金の交付を申請しようとする者は、様式第1号による国産S A F利用促進事業申請書等（以下「申請書等」という。）を、その定める期日までに公社に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第8条 公社は、前条第2項の申請書等の提出を受けたときは、その内容を調査の上、別に定める審査要領（以下「要領」という。）に基づき審査を実施し、本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、第1項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、前項による承認があったときは、助成金の交付が必要かつ適切と認められた事業（以下「助成事業」という。）を行う者（以下「助成対象事業者」という。）に対し、様式第2号による助成金交付決定通知書をもって、速やかに本助成金の交付の決定を通知するものとする。

4 公社は、交付の決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

(申請の取下げ及び事情変更による決定の取消等)

第9条 助成対象事業者は、前条第3項の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、本助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、様式第3号による辞退届を公社に提出しなければならない。また、交付の決定前に申請を取り下げるときも辞退届を提出するものとする。

2 公社は、交付の決定の後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

3 公社は、前項の規定によるこの決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対して

は、次に掲げる経費に係る本助成金を交付することができる。

(1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 助成事業を行うために締結した契約の解除によって必要になった賠償金の支払に要する経費

4 第2項の規定により措置した場合は、公社は速やかに当該措置の内容を助成対象事業者へ通知するものとする。

(重複受給の禁止)

第10条 助成対象事業者は、同一事業について複数の補助金を受給することはできない。ただし、公社、国、都道府県又は区市町村等の実施する他の補助事業と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

(助成事業の内容又は交付決定額の変更等)

第11条 助成対象事業者は、助成事業の内容又は第8条第3項の交付決定の額を変更しようとするときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を公社に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 公社は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、承認する場合は様式第5号による変更交付決定通知書により、速やかに助成対象事業者へ通知するものとする。

3 公社は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の承認をするときは、必要に応じて条件を付すこと又は既に付されている条件を変更することができる。

5 助成対象事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6号による中止（廃止）承認申請書を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

6 助成対象事業者は、代表者等（名称、所在地、代表者名等）の変更又は新会社等の設立等をしたときは、様式第7号による変更届を速やかに公社に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第12条 助成対象事業者は、助成事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、助成事業の遂行が困難となったとき又は事業計画で定めた目標の達成が困難となったときは、速やかに様式第8号による遅延（事故）報告書を公社に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第13条 助成対象事業者は、助成事業の遂行状況について、公社が指示した場合は、様式第9号による遂行状況報告書を公社の定める期日までに公社に報告しなければならない。ただし、既に助成事業が完了しているときはこの限りでない。

(遂行命令)

第14条 公社は、助成対象事業者が提出する報告、報告に基づく調査等により、その者の助成事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、助成対象事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行するよう命じることができる。

2 助成対象事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該助成事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第15条 助成対象事業者は、本助成金の交付の決定に係る助成対象期間が終了したときは、速やかに様式第10号による助成事業実績報告書を公社に提出しなければならない。

#### (助成金の額の確定)

- 第16条 公社は、第15条による助成事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行う。助成事業実績報告に係る助成事業の成果及び内容等を適正と認めるときは、交付すべき助成金の額の範囲内で本助成金の額を確定し、当該助成対象事業者の様式第11号による助成金確定通知書（以下「確定通知書」という。）をもって、通知する。
- 2 前項の規定による調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合は、当該助成対象事業者に対し、これに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。
  - 3 前項の命令により助成対象事業者が必要な処置をしたときは、前条の規定を準用する。
  - 4 第1項の規定による交付すべき本助成金の確定額は、第6条に規定する助成限度額の範囲内で、助成単価に助成数量を乗じて得た額（一元未満の端数を切り捨てる）とする。

#### (助成金の請求及び交付)

- 第17条 助成対象事業者は、前条により確定通知書を受領したときは、様式第12号による助成金請求書を速やかに公社に提出するものとする。
- 2 公社は、助成金請求書が提出されたときは、速やかに本助成金を交付するものとする。

#### (決定の取消し)

- 第18条 公社は、助成対象事業者等が次のいずれかに該当した場合は、本助成金交付の決定の全部又は一部を取り消し、必要に応じて、条件を付し、不正の内容、助成対象事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことができる。
- (1) 助成対象事業者が都内で実質的に事業活動を行っている実態がないと認められるとき
  - (2) 助成対象事業者又は助成事業に係る外注先の事業者その他助成事業の関係者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であることが判明したとき
  - (3) 前2号に定めるほか、助成対象事業者が申請要件を満たしていない事実が判明したとき
  - (4) 助成対象事業者が偽り、隠匿その他不正な手段により本助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき（キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む。）
  - (5) 助成対象事業者が本助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
  - (6) 助成対象事業者が本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、命令その他関係法令に違反したとき
  - (7) 助成事業の実施場所において助成事業の活動実態がないと認められるとき。その他助成事業について交付決定又は変更等の内容と異なる事実が認められたとき
  - (8) 前各号に定めるほか、公社が助成事業として不適切と判断したとき
- 2 前項の規定は、第16条の規定により交付すべき本助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 助成対象事業者は、第8条第3項に基づき通知する助成金交付決定通知書のほか、募集要項及び助成金交付決定通知書に併せて交付する事務の手引きにより要求される事項を遵守しなければならない。これを遵守しない場合、第16条に定める本助成金の額の確定において所要の措置を講じ、又は第1項の規定に基づき交付決定の全部若しくは一部を取消すことがある。
  - 4 公社は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を助成対象事業者に通知するものとする。

#### (助成金の返還)

- 第19条 公社は、前条の規定により本助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成対象

事業者には本助成金が交付されているときは、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第20条 公社は、第17条及び前条の規定により、助成対象事業者に対し本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、本助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、本助成金の額（一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満は除く。）を納付させることができる。

2 前項において本助成金の返還を命じられた者が、納期日までに本助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（助成金返還金及び違約加算金の合計額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満は除く。）を納付させることができる。

3 公社は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、東京都と協議の上、加算金又は延滞金を免除又は減額することができる。

4 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第21条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象事業者の納付した金額が返還を命じた本助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた本助成金の額に充てるものとする。

2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた本助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理)

第22条 助成対象事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないものとする。

(職員の調査等)

第23条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成対象事業者に対し、助成事業に関する報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、実施状況、助成金の収支及び帳簿書類その他の物件について調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成対象事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り又は調査を受けたときは、これに応じなければならない、及び同行の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(助成事業の公表と成果の発表)

第24条 公社は、助成対象事業者の名称及び事業概要等を公表することができるものとする。

2 公社は、必要があると認めるときは、助成事業の成果を公表し、また助成対象事業者に発表させることができるものとする。

3 助成対象事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に公社に対し別途定める方法により報告するものとする。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、公社の事業の結果得られたものであることを明示することとする。

(義務の承継)

第25条 助成対象事業者が助成事業及びその成果に基づく事業の運営を、新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は承継後の会社等に適用があるものとし、様式第6号による変更届を速やかに公社に提出しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第26条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象事業者等に係る個人情報及び申請書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付・実績に関する情報（以下、「個人情報等」という。）については、東京都の施策目標及び本事業の目的を達成するために都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用する。

- (1) 本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行
  - (2) 公社が実施する他の助成事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
  - (3) 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
  - (4) 助成金制度に関する統計分析、およびその結果を活用した制度改善ならびに新規事業の企画
  - (5) 東京都への事業報告及び東京都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用
  - (6) 東京都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等の情報提供
- 2 公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとする。
- 3 助成対象事業者は、交付の申請に当たり、第1項から第2項までに定める個人情報の取扱いについて、交付申請時に提出する様式第1号により同意するものとする。
- 4 本条に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に従うものとする。
- 5 公社は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た個人情報等を第三者に提供し、又は本人以外の者から収集しない。

(電子情報処理組織による申請等)

第27条 次の各号に掲げる本事業に係る手続き及び事務については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- (1) 第7条第2項の規定に基づく本助成金の交付申請
- (2) 第8条第3項の規定に基づく本助成金の交付の決定の通知
- (3) 第9条第1項の規定に基づく辞退の届出
- (4) 第11条第1項の規定に基づく助成事業の内容の変更の申請
- (5) 第11条第3項の規定に基づく助成事業の中止又は廃止の承認の申請
- (6) 第11条第4項の規定に基づく事業者情報の変更の届出
- (7) 第12条の規定に基づく助成事業の遅延の報告
- (8) 第13条の規定に基づく助成事業の遂行状況の報告
- (9) 第15条の規定に基づく助成事業の実績の報告
- (10) 第16条第1項の規定に基づく本助成金の額の確定の通知
- (11) 第17条第1項の規定に基づく本助成金の交付の請求

(その他)

第28条 本要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附則（令和 7 年 4 月 7 日付 7 都環公地温第316号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 7 日から施行する。

附則（令和 8 年 4 月 1 日付 7 都環公地温第8334号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 3 日から施行する。

附則（令和 8 年 7 月 1 日付 8 都環公地温第 2969 号）

この要綱は、令和 8 年 7 月 2 日から施行する。

国産S A F利用促進事業等助成金に係る助成要件等

国産S A F利用促進事業等の助成金交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものに限る。

- 1 助成金交付対象の事業者は、実質的に東京都内で事業を行っていること。  
なお、「実質的に東京都内で事業を行っている」とは、都内所在を証するために申請書に添付する登記簿謄本等に記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書類、ホームページ、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から公社が総合的に判断するものとする。
- 2 S A Fの供給場所は羽田空港であること。  
なお、国産S A Fの製造においては、都外の自社の事業所又は工場等で実施することも可能とする。
- 3 上記2の供給場所において、国産S A Fの供給実績等が確認できること。
- 4 助成金交付対象の事業者については、事業の形態により、以下により確認できること。
  - (1) 法人の場合
    - ア 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）により、都内の本店もしくは支店の所在等が確認できること。
    - イ 決算報告書の写しを提出できること。
    - ウ 都税事務所発行の「法人事業税及び法人住民税の納税証明書」を提出でき、未納がないことを確認できること。
  - (2) 個人事業主の場合
    - ア 都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印のあるもの）により、都内所在等が確認できること。
    - イ 税務署へ提出した直近2期分の事業の収支内訳書又は青色申告決算書の写しを提出できること（事業開始2年未満等で2期目が未提出の場合は直近1期分で可）。
    - ウ 都税事務所発行の「個人事業税の納税証明書」及び区市町村発行の「住民税納税証明書」が提出でき、未納がないことを確認できること。
- 5 同一テーマ・内容で公社、国、都道府県又は区市町村等から助成を受けないこと。
- 6 事業税等を滞納（分納）していないこと。
- 7 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- 8 過去に公社、国、都道府県又は区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- 9 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。
- 10 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- 11 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- 12 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。その他、連鎖販売取引業、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断



する業態を営むものではないこと。

13 東京都の政策・方針にそぐわないと判断されるものではないこと。

14 その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断されるものではないこと。